

平成二十五年五月二十三日提出
質問第八六号

社会保障制度改革推進法に関する質問主意書

提出者
長妻
昭

社会保障制度改革推進法に関する質問主意書

社会保障制度改革推進法の第四条についてお尋ねする。

- 一 同条の「社会保障制度改革」とは何か、できる限り、具体的にお示しを願いたい。
- 二 同条には、「社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後一年以内に（中略）講ずるものとする」とあるが、この遵守義務は誰にあり、誰が責任者となるのか。

- 三 同条にある「法制上の措置を講ずる」とは、どのような意味なのか。

法律を成立させるのか、法律の閣議決定なのか、法律の条文をつくる、という意味なのか。

質問番号ごとに、具体的にご回答をいただくことをお願いする。

右質問する。